

10月から

季節性インフルエンザワクチン 接種費用の助成が始まります！



村では、下表に該当する方を対象に、季節性インフルエンザワクチンの接種費用を助成します。助成を希望する方は助成期間内に接種してください。

なお、下表①・②に該当し事前申請が不要な方には、9月下旬以降に「インフルエンザ予防接種予診票(受診券)」を郵送します。

下表①・②に該当し事前申請が必要な方と、③・④・⑤に該当する方は、事前に必要な手続きをした上で接種を受けてください。

【申し込み・問い合わせ】保健センター(☎282-2797)

助成期間▼

10月1日(土)から令和5年1月31日(火)まで

季節性インフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザの発症を抑えたり、重症化を防いだりする効果が期待できます。ワクチンの予防効果は、接種した2週間後(13歳未満の子どもは2回の接種後)から5か月程度と考えられています。接種の際は、ワクチンの効果や副反応について理解した上で、体調の良いときに受けましょう。

対象等▼

対 象		自己負担額	事前申請	そ の 他
①	満 1 歳(接種日当日の年齢)から中学 3 年生までの方	1,000円／回	不要 (一部要)	▼平成19年 4 月 2 日～令和 3 年10月31日に生まれた方 9 月下旬に予診票を郵送します。
				▼令和 3 年11月 1 日～ 12月31日に生まれた方 満 1 歳になる日の前月下旬に予診票を郵送します。
			要	▼令和 4 年 1 月 1 日～ 1 月31日に生まれた方 12月 1 日(木)以降に、電話またはお越しの上、保健センターへ申し込みください。
【ご注意ください！】 接種は生後 6 か月から可能ですが、村の助成を受けて接種する場合は、必ず 1 歳の誕生日を迎えてから接種してください。				
②	65歳以上の方 (接種日当日の年齢)	無料	不要 (一部要)	▼昭和32年10月31日までに生まれた方 9 月下旬に予診票を郵送します。
				▼昭和32年11月1日～ 12月31日に生まれた方 満65歳になる日の前月下旬に予診票を郵送します。
			要	▼昭和33年 1 月 1 日～ 1 月31日に生まれた方 12月 1 日(木)以降に、電話またはお越しの上、保健センターへ申し込みください。
【ご注意ください！】 村の助成を受けて接種する場合は、必ず65歳の誕生日を迎えてから接種してください。				
③	60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障がいおよび免疫機能障がいにより身体障害者手帳 1 級の交付を受けている方	無料	要	▼初めて申し込む方 身体障害者手帳をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。
				▼助成を受けたことがある方 電話で、保健センターへ申し込みください。

対 象		自己負担額	事前申請	そ の 他
④	満1歳以上65歳未満で、前年度の市町村民税が非課税世帯の方	無料	要	「東海村インフルエンザワクチン接種用村・県民税非課税証明書※」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、満1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票を併せてお持ちください。 ※証明書の発行…税務課(役場行政棟1階)で申請してください(手数料200円)。交付を受ける際は、窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。また、令和4年1月1日以降に転入した方は、令和4年1月1日現在にお住まいの市町村に申請する必要がありますので、そちらへお問い合わせください。
⑤	満1歳以上65歳未満で、生活保護世帯の方	無料	要	「生活保護受給者証」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、満1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票を併せてお持ちください。

その他▼▽対象①・②に該当し、9月以降に転入した方(予診票が届かない方)は、保健センターへお問い合わせください。▽対象①～⑤に該当しない方は、接種費用が全額自己負担となります。接種を希望する方は、医療機関へ直接お問い合わせください。▽助成期間の後半になると、ワクチンの供給が減り、医療機関によっては接種できない場合があります。▽村では季節性インフルエンザワクチンの確保はしていません。

季節性インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同時接種が可能です

季節性インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの接種間隔に関する規定が見直されたことから、接種間隔に関わらず、両ワクチンを接種できるようになりました。また、同時接種も可能です。

村への移住定住を促進! 「とうかい住まいる応援補助金」

村では、将来を担う若い世代の移住定住を促進し、さらなる地域活性化を図るため、村外から転入し新居において新生活を始める新婚世帯に対し、費用の一部を補助します。

【問い合わせ】地域戦略課プロジェクト推進担当(☎282-1711 内線1339)



■対象要件

▽婚姻またはパートナーシップ宣誓をした世帯で、夫婦またはパートナーの双方またはいずれかが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に村外から転入した▽申請日時点で、婚姻またはパートナーシップ宣誓をした日から4年以内であり、夫婦またはパートナーの双方が満39歳以下である——を満たす世帯※▽その他要件があります。▽婚姻等を前提に転入した場合なども、一定条件を満たすことで対象となるよう、要件の一部を見直しました。

■補助額

最大20万円/世帯(予算に達し次第終了)

■補助対象経費

▽引っ越し費用(令和4年4月1日以降に支払ったもの)
▽賃貸借初期費用(敷金・礼金・仲介手数料)(令和4年4月1日以降に契約したもの)▽住宅取得費用(令和4年4月1日以降に契約したもの)

詳細はこちら▼

村公式ホームページに、補助対象となるか確認できる「チェックシート」を掲載しています!

